

委員の提案について

安部座長	伊藤委員	轟委員	峰委員
<p>【定義】</p> <p>第〇条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 18歳に満たない者をいう。</p> <p>(2) 性被害 刑法177条等にいう暴力的性犯罪の被害にとどまらず、子どもの未熟さや不安定さにつけ入るなど、ひろく子どもの性を乱用する行為をいう。</p> <p>(3) 性的乱用 性交、性交類似行為などの性行為のほか、性行為等をさせる行為、自慰行為などを含むわいせつ行為及びわいせつ行為をさせる行為をいう。</p> <p>(4) 深夜 午後11時から翌日午前4時まで</p>	<p>(子どもの権利)</p> <p>第〇条 子どもは、性被害を受けることなく心身共に安定して過ごす権利を有する。</p> <p>2 子どもは、性被害を受けないために必要な教育を受け、適切な性的自己決定ができるよう成長発達する権利がある。</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもを性被害から守るための県、教育機関等の責務を明らかにし、子どもを性被害から守るために必要な規制等を定めるとともに、性被害を受けた子どもを支援するために必要な事項を定めることにより、子どもの性被害を防止し性被害を受けた子どもの支援を図り、もって子どもの尊厳の保護及びその自立かつ健全な成長に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に満たない者をいう。</p> <p>第2項 この条例において「大人」とは、18歳以上の者をいう。</p> <p>第〇項 この条例において「保護者」とは、子どもに対して法律上監護教育の義務ある者及び子どもを現に監護する者をいう。</p> <p>第〇項 この条例において「性犯罪」とは、次の各号の行為をいう。</p> <p>1 刑法第176条から第178条まで、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。）、第241条及び第243条（同法第241条に係る部分に限る。）の罪</p> <p>2 児童福祉法第34条1項6号の罪</p>

安部座長	伊藤委員	轟委員	峰委員
<p>【県の責務】</p> <p>第〇条 県は、子どもを性被害から守るための総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、前項の施策について、国、市町村その他の関係機関及び関係団体と連携してとくに次の各号に関する施策を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 情報機器の利用から生じる問題に関する教育</p> <p>(2) 情報機器の利用から生じる問題に関する相談</p> <p>(3) 子どもの発達段階に応じた性教育の推進</p> <p>(4) 子どもの性に関する悩み相談</p> <p>(5) 子どもの性被害の実態把握</p> <p>(6) 性被害を受けた子どもの支援</p> <p>3 県は、子どもの性被害を防止するため、諸施策の推進について県民の理解を深めるよう、必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。</p>	<p>(子どもの性被害予防のための県の責務)</p> <p>第〇条 県は、市町村、学校、県民等と連携して、子どもが、自らの心身を大切に、他者を思いやる心を持つとともに、性を科学的に理解し、性をめぐる社会事象を知り、情報リテラシーを含む社会的対応力を身につけ、性被害についての理解を深めるための教育の促進など、子どもを性被害から守るために必要な施策を実施しなければならない。</p> <p>2 県は、県民が子どもを性被害から守るために行う主体的かつ自主的な活動を促進するため、助言その他の必要な支援の措置を講じなければならない。</p>		<p>3 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第4項から8条までの罪</p> <p>4 第〇条に掲げる罪</p> <p>第〇項 この条例において「性被害」とは、性犯罪による被害のほか、性的乱用行為及び性的欲求に基づくつきまとい等性犯罪につながる行為の対象とされたことにより子どもが受けた身体的及び心理的害悪をいう。</p> <p>(県等関係者の責務)</p> <p>第〇条 大人は、子どもを対象とした性行為又はわいせつな行為が、その子どもに対し身体的及び心理的害悪を及ぼし、その自立かつ健全な成長を害するおそれがあることを認識し、子どもの尊厳及びその自立かつ健全な成長を害さないよう配慮すべき責務を負う。</p>

安部座長	伊藤委員	轟委員	峰委員
<p>【保護者の責務】 第〇条 保護者は、子どもの発達成長に関し重大な責任を有するとの自覚のもと、子どもが性的被害にあわないよう努めるとともに、子どもの性的被害について関係機関に相談するなど、子どもの性的被害に対し早期に対処するよう努めなければならない。</p> <p>【県民の責務】 第〇条 県民は、性的被害が子どもの成長発達にもたらす影響に理解を深め、その防止に向けて県等関係機関が講じる施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>【事業者の責務】 第〇条 事業者は、子どもの性的被害を防止するための県等関係機関、関係団体が講じる施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(保護者の責務) 第〇条 保護者は、子どもを性被害から守るため、子どもが性をめぐる社会事象を知ったうえで性的自己決定を含む社会的対応力を身につけ、自らの心身を大切にし、他者を思いやる心を育むよう努めなくてはならない。</p> <p>(学校及び学校の教職員の責務) 第〇条 学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、児童相談所、警察その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で子どもを性被害から守るために必要な教育を実施し、支援を行うとともに、性被害を受けた子どもを発見した場合ときには、被害を最小限にとどめ、早期被害回復のために、関係機関に連絡するなどただちに必要な措置をとらなくてはならない。</p> <p>(県民の役割) 第〇条 県民は、子どもが性被害を受けない地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるものとする。</p>		

安部座長	伊藤委員	轟委員	峰委員
<p>【性被害防止教育】 (性被害防止教育の担い手) 第〇条 子どもを性被害から守るための最良の施策は性被害の予防にあるとの前提に立って、性被害の防止教育は、県、市町村、関係機関、関係団体、保護者、事業者及び県民のすべてが取り組まなければならない。</p> <p>第〇条 性教育は、学校教育の場にとどまらず、社会教育及び家庭や地域においても取り組みが進むよう、県等各機関は連携してその推進に努めなければならない。</p> <p>【性被害の支援】 第〇条 性被害を受けた子どもは、心身に受けた影響から早期に回復することができるよう、県等各機関が連携して策定した必要な支援を受けることができる。</p> <p>第〇条 性被害を受けた子どもは、その尊厳を害されることなく、支援の情報を得られなければならない。</p> <p>第〇条 性被害の受けた子どもの支援にあたる者は、教育、福祉、医療、警察、司法ほかいずれの機関であっても、特別に研修を受けた職員でなければならない。</p>	<p>(性被害を発見した場合の対応) 第〇条 性被害を受けた子どもに対する事実確認を行うときは、専門相談機関に任せるなど子どもが二次被害を受けないようにしなければならない。</p> <p>(相談体制の充実) 第〇条 県は、子どもが安心して性被害を受けないために必要なあらゆる相談をすることができるよう相談体制の充実を図り、もって子どもを性被害から守らなくてはならない。</p> <p>2 県は、子ども及び保護者が安心して性被害を受けたときに相談することができる、二次被害を受けないような相談体制の充実を図らなくてはならない。</p> <p>(啓発活動等) 第〇条 県は、性被害が子どもの心身に及ぼす影響、子どもに対する性被害を防止することの重要性、性被害に係る相談制度及び救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>		<p>(子どもの性被害防止のための教育等) 第〇条 県は、子どもを性被害から守るため、人権意識や情報モラル(情報化社会において適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。)等の涵養を目的とした教育を充実させるよう努めるとともに、保護者等広く子どもを取り巻く大人一般に対する啓発活動を充実させるよう努めるものとする。</p> <p>第〇条 学校等を設置し、又は管理する者は、子どもを性被害から守り、かつ子どもが性被害を招かないようにするため、学校等において、人権意識や情報モラルの涵養を目的とした教育を充実させるよう努めるものとする。</p> <p>(性被害を受けた子どもに対する支援) 第〇条 県は、性被害を受けた子どもが、その心身に受けた害悪から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保って健全に成長することができるよう、警察及び医療機関等関係諸機関と相互に連携を図りつつ、相談、指導等性被害を受けた子どもの支援に必要な施策を充実させるよう努めるものとする。</p>

安部座長	伊藤委員	轟委員	峰委員
<p>【適用上の注意】 第〇条 この条例の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害することがないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重するよう、配慮しなければならない。</p> <p>【性被害防止と支援の報告】 第〇条 県は、年度ごとに、性被害にかかる防止教育と支援の状況を県民に対して公表しなければならない。</p>			

安部座長	伊藤委員	轟委員	峰委員
<p>【子どもの性的乱用の禁止（一般条項）】 訓示規定 一部前文可 何人も、子どもが成長発達する人格の主体であることを尊重するとともに、その人格の根源にある性を乱用し、その成長発達を阻害することがないように、最大の配慮をしなければならない。</p> <p>【子どもの性的乱用の禁止（一般条項）別案】 訓示規定 第〇条 何人も、子どもの性を乱用してはならない。 理念規定</p> <p>【威迫等性的乱用行為の禁止（罰則適用）】 第〇条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 子どもを威迫し、欺罔し、又は困惑させて当該子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うこと。(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金) (2) 子どもの精神的、知的未成熟又は情緒的不安定に乗じて、子どもと性行為又はわいせつな行為を行うこと。(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金) (3) 子どもに対し、自己の性欲または性的好奇心を満たす目的で、わいせつな行為を教え又は見せること。(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)</p>		<p>(みだらな性行為又はわいせつ行為の禁止等) 第A条 何人も次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 専ら性的欲望を満足させる目的で青少年に対し、性行為、又は、わいせつな行為をすること。 (2) 青少年を威迫し、欺き困惑させ、又は、その困惑に乗じて性行為、又は、わいせつな行為をすること。</p> <p>第B条 罰則 上記第A条2項についてのみ定める。</p>	<p>(子どもを対象とした性行為又はわいせつな行為の禁止) 第〇条 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又はその困惑若しくは知慮浅薄に乗じて性行為又はわいせつの行為をしてはならない。 (深夜外出等の制限) 第〇条 この条例において「深夜」とは、午後11時から翌日の午前4時までの間をいう。 第〇条 保護者は、正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように務めなければならない。 第〇条 何人も、保護者の委託を受け又はその同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意思に反して帰宅を妨害してはならない。</p>

安部座長	伊藤委員	轟委員	峰委員
<p>(4) 子どもの性的乱用行為が行われることを知って、その場所を提供し、又は周旋すること（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）</p> <p>【深夜外出の制限】</p> <p>第〇条 保護者は、特別の事情がある場合を除いて、子どもを深夜に外出させないように努めなければならない。（定義規定において「深夜」午後11時から翌日午前4時まで）</p> <p>2 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対して、帰宅を促すよう努めなければならない。</p> <p>3 何人も、正当な理由がなく、保護者の委託又は承認をうけないで、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。（罰則あり：30万円以下の罰金）</p>			

●前文案

子どもは、社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。

子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう、その人権が守られなければならない。

ところで、子どもの性被害は、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、人格の尊厳を踏みにじるものであるが、子どもの性は発達途上にあり、子どもは、性を侵害されたときの被害の大きさを想像することができず、自己を防御する能力にも欠けているから、子どもの性については大人以上に手厚い保護が必要である。

また、子どもが自らの性について正しい知識をもち、その意味を知り、自他の性を尊重することを学び、侵害から自己を守り、性を自己決定ができるようになるためには、適切な性教育が必要である。

さらに、大人が、子どもを威迫し、欺罔し、困惑させて性行為に及ぶことなどは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものである。このことを、県民全体の共通認識とすることが必要である。

県民総ぐるみで子どもを性被害から守る取組を強化するとともに、子どもが性を自己決定できるようその成長発達を支えるとともに、性被害に遭った子どもを心身両面で支えなければならない。

ここに、社会全体で子どもを性被害から守るため、子どもが性被害に遭わない、その加害者を出さない社会を実現するため、この条例を制定する。